

北相木村環境保全条例

昭和50年3月17日

条例第6号

改正

平成15年12月10日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、本村の恵まれた自然環境を保護し、自然と人の生活の調和を基調とする良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例について「開発行為」とは、環境保全地区内における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 建設物その他の工作物の新築改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 花木の最終
- (5) 土石類の採取
- (6) 水資源の開発又は地下水の利用

2 この条例にいう「自然環境」には、自然資源（山岳溪谷、河川、森林等をいう。）の景観を含むものとする。

3 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(村の責務)

第3条 村は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を策定し、実施するものとする。

- (1) 自然環境の保全及び生活環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図ること。
- (2) 土地の利用計画の策定及び実施にあたって自然環境の保護のために必要な調整の措置を講ずること。
- (3) 自然環境の保護及び利用に関する施設の整備の促進を図ること。
- (4) 自然環境保護団体の育成その他村民の行なう自然環境の保護に関する自主的活動の助長を図ること。
- (5) 自然環境の保護に関する科学的な調査及び研究の推進を図ること。
- (6) 水資源の開発又は地下水利用に関する総合的な調整を図ること。

(計画の策定)

第4条 村長は、前条の施策に係る総合的な計画を策定しなければならない。

2 村長は、前項の計画を策定しようとするときは、北相木村自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見をきかなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、村の自然環境の保護及び生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動による自然環境の破壊を防止するため、自然の改変を最小限にとどめるとともに、その責任において植生の回復その他適切な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の処理にあたっては、生活環境を保全するために適切な措置を講じなければならない。

4 事業者は、その事業活動に必要な水資源の開発又は利用にあたっては、あらかじめ規則の定めるところにより村長と協議しなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民（滞在者及び旅行者を含む。）は村の自然環境の保護に関する施策に協力するとともに、進んで動植物等の愛護に努め、自己の活動によつて発生する廃棄物を適切に処理し、良好な生活環境の確保に寄与するようしなければならない。

(自然環境の保護基準)

第7条 村長は、自然環境を保護するため、自然環境の保護基準を定めなければならない。

2 村長は、前項の規定による保護基準を定めようとするときは、審議会の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

3 村長は第1項の規定による保護基準を定めたときは、その概要を告示するとともに関係図書を一般の縦覧に供しなければならない。これを変更し又は廃止しようとするときも同様とする。

(環境保全地区の指定)

第8条 村長は、自然環境を保護し、又は生活環境を保全するため、必要と認めるときは、次条に定める区分に従い環境保全地区として指定するものとする。

(地区の区分)

第9条 環境保全地区の区分は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 厳正保護地区（原生林、原野生動物の生息する学術上重要な地区）
- (2) 景観保護地区（森林、溪谷、湖沼等すぐれた自然景観を保持している地区）
- (3) 開発調整地区（自然環境の保護及び生活環境の保全と開発利用の調和を図る地区）

(開発行為)

第10条 何人も環境保全地区内において、規則で定める基準をこえる開発行為をしようとするときは、行為着手の30日前までに、次の各号に掲げる事項を村長に届け出なければならない。当該届出事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし非常災害のために必要な応急措置として行う行為についてはこの限りではない。

- (1) 開発行為者の住所、氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者）
- (2) 開発行為の目的
- (3) 開発の方針及び概要
- (4) 開発造成後の管理方法
- (5) 開発行為の着手時期及び完了時期
- (6) 開発地区内で使用する機材
- (7) 開発行為地の位置図
- (8) その他村長が必要と認める事項

2 環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該環境保全地区内において既に開発行為に着手している者は、その指定又は区域が拡張された日から起算して30日以内に前項に規定する事項を村長に届出なければならない。

（地下水利用の協議）

第10条の2 事業者は、その事業活動に必要な地下水の利用にあつては、規則の定めるところにより村長と協議しなければならない。

（開発に関する基本協定）

第11条 事業者は、第10条第1項又は第2項の届出を要する開発行為をしようとするときは、あらかじめ村長と次の各号に掲げる事項について開発基本協定を締結しなければならない。ただし、国の機関等が行う開発行為についてはこの限りではない。

- (1) 開発方針及び開発計画に関する事項
- (2) 道路の造成及び使用に関する事項
- (3) 水資源の開発又は利用に関する事項
- (4) 事業区内から発生する廃棄物の処理に関する事項
- (5) その他村長が必要と認める事項

2 村長は、前項の規定により開発基本協定を締結するときは、審議会の意見をきかなければならない。

（開発基本協定の履行）

第12条 事業者は、前条の規定により締結した開発基本協定を忠実に履行しなければならない。

（勧告）

第13条 村長は、環境保全のため必要があると認めるときは、当該環境保全地区内において第11条第1項又は第2項の届出行為をした者に対し、期限を定めて開発行為の変更又は一時停止その他必要な措置を行うことを勧告することができる。

（措置命令）

第14条 村長は、前条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置をとらないときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び調査）

第15条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、開発行為をしている者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め又は職員をして環境保全地区内の土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況を調査させることができる。

2 前項の場合において職員はその身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（審議会）

第16条 自然環境の保護及び生活環境の保全に関する重要事項を調査審議するため審議会を設置する。

（任務）

第17条 審議会は、この条例において審議会の意見をきくこととされているもののほか、自然環境の保護及び生活環境の保全に関する重要事項について村長の諮問に応じ、調査審議するものとする。

（組織）

第18条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる人数の範囲内で村長が任命する。

- (1) 村議会議員 5名
- (2) 学識経験者 5名

（任期）

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第20条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第21条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(罰則)

第22条 第14条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして開発行為をした者
- (2) 第10条の2の規定による協議をせず地下水を利用した者
- (3) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(補則)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 北相木村自然保護条例（昭和48年北相木村条例第16号）は廃止する。

附則（平成15年12月10日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。